公益社団法人小郡大刀洗広域シルバー人材センター利用規約

（利用契約の締結）

第１条　発注者は、公益社団法人小郡大刀洗広域シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員に業務を発注するときは、この利用規約に定めるところにより、センターとの間で、センターが提供するサービスの利用契約を締結しなければならない。

２ 前項の規定により発注者とセンター間で締結するサービス利用契約は、発注者と担当会員（次条第１項第１号に定める担当会員をいう。）間の発注業務に係る契約と密接不可分なものとする。

(サービスの内容)

第２条 発注者が会員に業務を発注するにあたり、センターは、次に定めるサービスを行う。

(1)　発注業務の内容、発注業務の実施に必要な技能、経験等を考慮し、会員のうちから、当該発注業務を行うに適した会員（以下「担当会員」という。）を選定する。

(2)　担当会員を被保険者として、次に掲げる保険に加入する。

ア　担当会員が業務履行中等に負傷した場合に補償を行う傷害保険

イ　担当会員が業務履行中等に発注者又は第三者に対し損害を与えた場合に補償を行う賠償責任保険

(3)　発注業務の内容、仕様、報酬の額、支払期日その他の事項について、発注者に代わって担当会員に説明する。

(4)　担当会員に対し、発注業務を実施するに当たっての安全教育及び業務履行中に事故が発生した場合の基本対応等の説明を行う。

(5)　担当会員の代理人として、発注者と担当会員との間の発注業務に係る契約の締結を行う。

(6)　発注業務が円滑かつ適切に履行されるよう、発注者及び担当会員間の連絡調整を行う。

(7)　発注者及び担当会員間における、改善要望、申入れ、苦情、トラブル等に対する総合調整を行う。

(8)　担当会員による業務の履行が困難なときは、別の担当会員を選定・手配し、発注業務が適切かつ遅滞なく履行されるよう調整を行う。

(9)　担当会員の代理人として、発注業務に係る実績報告書及び請求書を作成し、発注者に提出する。

(10)　発注者から受領した発注業務に係る契約の対価（以下「担当会員に対する報酬」という。）を担当会員に支払う。

２ センターは、サービス利用契約の本旨に従い、善良な管理者の注意をもってサービスを提供する義務を負う。

（発注業務に係る契約の締結）

第３条 発注業務に係る契約は、前条第１項第５号により、センターが担当会員の代理人として発注者と締結するものとし、発注者は、担当会員との間でセンターを介さずに直接に契約を締結してはならない。

（対価）

第４条 発注者は、センターに対するサービス利用料及び担当会員に対する報酬の２種類の対価を支払わなければならない。

２　担当会員に対する報酬の額は、発注者と担当会員の代理人としてのセンターとの合意により定めるものとし、発注者は、担当会員との間で直接に協議してはならない。

３　担当会員に対する報酬は、第２条第１項第９号により、センターが担当会員を代理して発注者に請求するものとし、発注者は、担当会員に対し直接支払ってはならない。

４　発注者とセンター（担当会員の代理人としてのセンターを含む。）との間でサービス利用契約及び発注業務に係る契約を締結するときは、センターに対するサービス利用料及び担当会員に対する報酬の支払期日は、発注業務に係る契約の債務の本旨に従った給付を受領した日から６０日以内であって、請求書を受領した日から３０日以内の期日となるよう定めるものとする。

５　対価の支払方法は、センターが指定する口座に振り込む方法又は現金による支払とする。この場合において、振込手数料は発注者の負担とする。

６　発注者が担当会員に対する報酬を支払期日までに支払わないときは、センターは、民法第４７４条に定める第三者弁済として当該報酬を担当会員に支払うことができる。

７　発注業務を履行する担当会員が複数いる場合にあっては、各担当会員が受領する報酬の額は、センターが各担当会員の業務の割合に応じて決定するものとする。

（業務確認書の交付）

第５条 発注者は、発注業務に係る契約締結と同時に、センターに対し、発注する業務の内容、業務を行う場所、業務の履行期日、担当会員に支払う報酬の額及び支払期日その他の事項を記載した業務確認書を、書面又は電磁的方法により交付しなければならない。

ただし、発注業務の内容によっては、業務確認書の交付を省略することができる。

（暴力団排除措置による解除）

第６条 発注者、センター及び担当会員はいずれも次の各号のいずれかに該当する者であってはならない。

(1)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。（以下「暴対法」という。）第２条第２号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴対法第２条第６号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。）であるとき。

(2)　暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3)　役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。

(4)　暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。

(5)　暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者から諸機械、器具、道具、薬剤、物品等を購入し、又は再委託、下請契約その他の契約を締結したとき。

(6)　暴力団又は暴力団員等である事実を知らずに、前２号に定める行為を行っていた場合であって、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など発注者が求めた是正措置を行わないとき。

(7)　自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

(8)　暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(9)　役員等、使用人又は担当会員が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(10)　役員等、使用人又は担当会員が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

(11)　第２号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら当該者と契約を締結したとき。

(12)　第２号から第１０号までのいずれかに該当する者であることを知らずに当該者と契約を締結していた場合であって、当該事実の判明後速やかに契約の解除など発注者が求めた是正措置を行わないとき。

２　サービス利用契約書及び発注業務に係る契約書においては、必ず、暴力団排除を目的とする解除権について定めるものとする。

附　則この規約は、令和８年４月１日から施行する。